

議案第20号 小松島市家庭奉仕手数料条例を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

本条例により提供していたサービスについては、いわゆる障がい者総合支援法に基づく居宅介護として、同様のサービスを提供することとなったことから、本条例を廃止するもの。

《廃止する条例》

小松島市家庭奉仕手数料条例

昭和59年10月1日

小松島市条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、家庭奉仕員が行う身体障害者、心身障害児又は難病患者に対する介護その他の奉仕（以下「家庭奉仕」という。）に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料を納付しなければならない者)

第2条 家庭奉仕を受けた者の属する世帯の生計中心者（その世帯を事実上主宰し、生計維持の中軸となる者をいう。）は、手数料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者

（2）前年分の所得税非課税の者

(手数料の額)

第3条 手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯（前条第1号に該当する者を除く。）午前7時から午後9時までは1時間までごとにつき250円、午後9時から翌日の午前7時までは1回につき200円

（2）生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,0

00円以下の世帯（前条第1号に該当する者を除く。）午前7時から午後9時までは1時間までごとにつき400円、午後9時から翌日の午前7時までは1回につき350円

（3）生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯（前条第1号に該当する者を除く。）午前7時から午後9時までは1時間までごとにつき650円、午後9時から翌日の午前7時までは1回につき550円

（4）生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯（前条第1号に該当する者を除く。）午前7時から午後9時までは1時間までごとにつき850円、午後9時から翌日の午前7時までは1回につき700円

（5）生計中心者の前年度所得税課税年額が140,001円以上の世帯（前条第1号に該当する者を除く。）午前7時から午後9時までは1時間までごとにつき950円、午後9時から翌日の午前7時までは1回につき750円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第17号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第22号）

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第15号）

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第19号）

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第31号）

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第29号）

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第26号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。